

調査と情報

2004. 7

巻頭言

食料自給率を考える…………… 1

寄稿

協同組合出資金の特質
—その負債性と資本性の検討—…………… 2

調査研究

危機的状況にある組合員林業経営の実態
—15年度森林組合員アンケートの結果から—…………… 4

協同組合資本を巡る議論について
—国際会計基準IAS32号改訂における出資金の
取扱いと協同組合陣営の対応—……………12

研究の視点

経済グローバル化とルールの一統化……………17

現地ルポルタージュ

韓国のパブリカ農場……………18

ぶっくレビュー

『WTOと予防原則』……………20

統計の眼

食肉消費と自給率の推移……………21

食料自給率を考える

わが国の食料自給率（カロリーベース）は、ほぼ一貫して低下傾向にあり、1998年度以降は5年連続して40%と低迷している。この理由としてよく挙げられるのが、国民の食料消費における①食の内容の変化（米消費の減少と畜産物・油脂類消費の増加）や、②食の形態の変化（外食・中食利用機会の増加）といった需要サイドのニーズ変化である。確かに、供給側の条件を置いて考えると一面の正しさをもっているように思える。

①の食の内容の変化について見れば、自給率96%（数量ベース、2002年度、以下同じ）と唯一国内自給体制を維持している米の消費割合が、1965年度の44.3%（カロリーベース、以下同じ）から約半分の23.5%に低下し、自給率53%の肉類や13%の油脂類の消費割合が、それぞれ6.4%→15.4%、6.5%→14.6%へと2倍以上に増加したわけだから、算術的には当然のこととも言える。なお、1965年度の食料自給率は73%であった。ここで注意しなければならないのは、1965年度における肉類の自給率は輸入自由化前で90%と高かったが、油脂類の自給率は既に31%と低かったことであろう。

②の食の形態の変化について見れば、①の食の内容の変化ほど単純には分解できないが、国民の食料消費がいわゆる業務用需要を通して行われ、業務用需要がその低価格性等から輸入農水産物指向を強めており、例えば野菜の輸入量が国内生産量の2割強に達して増加基調にあること等が挙げられよう。野菜の自給率は1965年には100%であったが、2002年度には80%までに低下している（もっとも野菜の消費割合自体は1965年も2002年も3.0%で変わらないため、食料自給率の低下への算術的影響度は低い）。

一方、供給側の事情については、肉類において輸入自由化等に起因する自給率の低下が、1965年度から2002年度の間90%→53%の形で進行したこと等が挙げられる。ここで注目しなければならないのが、肉類の品目別自給率には輸入飼料による生産部分が含まれていることである。その数値は、2002年度で50%、1965年度でも既に45%に達している（いずれも畜産物ベースで、肉類に牛乳・乳製品、鶏卵が加わった場合の数値）。要するに、食料自給率73%であった40年前において、油脂類を含めて既に国民食料の供給構造には問題があったということである。

専業農家比率が高いこと等を除けば、日本とその食料・農業事情が大変似通っているお隣り韓国でも、米の消費割合の低下を主因として食料自給率の低下が進んでいる。2002年度の食料自給率は47%と前年度からさらに2%低下した。韓国においても食の洋風化、外部化が急速に進行している。日韓に共通するのはパン食等に欠かせない小麦の自給率が低いのと、水田農業を基盤とするが故の飼料穀物の自給率の低さと思われる。

食料自給率の向上には、国民食料の消費実態・ニーズ変化に合わせた供給体制の再構築（現時点で自給率の低い品目の本格的な生産対策等）が必須であろう。

（基礎研究部 主席研究員 藤野信之）

協同組合出資金の特質

—その負債性と資本性の検討—

山梨学院大学 経営情報学部 教授

堀 越 芳 昭



国際会計基準が協同組合の出資金を「資本」ではなく「負債」とする方向にあって、本稿では協同組合の出資金の特質を協同組合の資本の機能と存在の両面から考察していく。

出資金の機能的特質

一般に資本機能として7点をあげることができる。①立ち上がり資金、②運転資金、③再投資資金、④負債に対する担保、⑤利益の帰属、⑥支配の根拠、⑦残余財産分配の基準。

協同組合の資本機能はこれらのうち、⑤利益の帰属は、出資利子制限の協同組合原則によってその機能を禁止ないし制限されている。また⑥支配の根拠は、出資額と無関係な議決権の付与（議決権平等原則）によって否定されている。⑦の残余財産分配の基準は、1995年ICA原則等の「不分割積立金の原則」では否定されるが、それ以外の財産に対しては利用分量分配が本来のあり方である。しかしそれには出資基準などさまざまな方法があり、残余財産の処理に関しては明確な制度や方式が確立しているとはいえない状況である。

総じて各種の資本機能のうち、最も重要な利益分配機能と支配機能が剥脱され、残余財産分配機能も協同組合原則で「不分割積立金」に関し否定されているように、協同組合の資本機能は一般企業における資本機能とは著しく異なっている。

なお①立ち上がり資金、②運転資金としての機能は借入金・負債によっても不可能ではなく、いわゆる自己資本だけにその機能は限

定されない。これらはあらゆる事業体にみられる資本機能である。また③の再投資資金は基本的には事業活動の剰余から形成される準備金・積立金によるものである。

負債に対する担保機能

問題の焦点は④の負債に対する担保機能であり、協同組合の出資金がこの機能を果たしているかどうかである。協同組合は組合員の利用目的を実現するために事業を展開するのであり、組合員はそのために出資金を拠出する義務を負っている。事業上の負債が生じた場合、それに対して責任を負うということで、出資金はこの担保機能を果たしている。

有限責任の場合この出資額を限度として責任を負うが、保証責任の場合出資額に加えて一定の責任が追加され、無限責任の場合出資額のみならず組合員の全財産で責任を負う。

出資金の負債に対する担保機能は、残余財産の処理の場合でも、出資金の払戻は債務の劣後にあり、機能しているものといえる。このように担保機能という点で、出資金は機能的には資本と規定することができる。

確かに、出資金が払戻可能であることからその不安定性は否定できず、担保機能にも不安定性を生じる。しかしこの不安定性は出資金の存在によって規定されるものであり、出資金それ自体の担保機能の有無とは別の問題である。

すなわち協同組合の出資金は、利益の帰属と支配の根拠としての機能は否定され、一般の企業資本と同様の資本ではない。しかし協

同組合の出資金は一般的な事業資金として、また負債に対する担保として機能し、その意味で会計上・事業上の資本機能を有している。

出資金の存在的特質

しかし協同組合の出資金は、その資本機能の発揮においてその不安定性が問題となる。それは出資金自体の機能的特質というよりも出資金の存在に関わる問題である。

協同組合の出資金の存在的特質は、出資金が組合員と一体で密着していることにあり、組合員の加入脱退および組合員の組合に対する信頼度によって出資金額が変動するところにある。そしてこれを可能にしているのが脱退時における出資金の払戻可能性である。こうした出資金の特質は、一面で協同組合の事業の有効性が組合員の加入脱退と信頼度によって絶えず検証されていることの証左でもあり、協同組合の有効性が発揮されている限り、組合員の参加は促進され、出資金は安定的に存在し、それが有する不安定性は解消される。他面で協同組合の有効性が損なわれた場合、または不測の事態によって、出資金の不安定性が顕在化することがある。

それをどのように防止するかは、組合による買取もあるが、現組合員・新組合員への譲渡がいまのところ最良であろう。

組合員の存在的特質

なお、こうした出資金の存在的特質は組合員の存在的特質に規定されており、これこそが協同組合の特質を形成しているのである。組合員の存在的特質とは、「組合員（構成員）が利用者である」ということ、「利用者が組合員（構成員）である」というところに求められる。つまり、組合員は所有者であり、かつ利用者であって、所有者性（資本主性）と利用者性（顧客性）を合わせ持つ存在である（いわゆる「二重性」）。この組合員の存在的

特質は、二面性というよりもその一体性に特徴があり、利用目的を第一義とする組合員にとっては、その利用者性が本源的なものであり、その利用者性を発揮するために所有者性を有するといったほうがより正確であろう。こうした組合員と利用者の一体的存在が組合員と出資金の一体的存在を決定づけているのであって、協同組合の出資金の特質は究極的にはこうした組合員の存在的特質に規定されているのである。

この組合員と利用者の一体性、出資と利用の一体性は協同組合の本質的要素であり、脱退時にも貫かれる。すなわち組合員が脱退した場合、利用目的の放棄と共に出資が払戻され、出資者であることも解消される。

協同組合会計基準の必要

負債の定義を「過去に事象する債務である経済的便益の移転」とするならば、払戻可能な協同組合の出資金はこの定義に接近したものであることができる。

この点で協同組合の出資金は、会計上でみれば、負債性と資本性を兼ね備え、いわば負債と資本の中間領域にあるということもできなくはない。しかし株式会社におけるような中間領域にある金融商品としての（強制償還）優先株式やストック・オプションとはまったく異にしている。協同組合の出資金は金融商品でも投資の対象でもなく、組合員の組合利用を確保するための組合員の責任義務としてあり、担保機能をもち、組合員との一体性を有するのである。

したがって一般企業や株式会社を基準とした会計基準で協同組合の出資金を負債あるいは資本とすることは困難である。求められるのは協同組合の特質に立脚しそれを生かす独自の「協同組合会計基準」である。

URL：<http://homepage3.nifty.com/horikoshi/>

危機的状況にある組合員林業経営の実態

—15年度森林組合員アンケート結果から—

1. はじめに

当総研は、平成15年度に、森林組合員に対するアンケート調査を実施した。これは、14年度に続く2回目の調査であり、その内容は、「森林組合員の森林・林業経営」と「組合員の金融事業への態度・かかわり」の2点を明確化することを目的としたものである。

昨年度の「14年度森林組合員アンケート」は、「組合員による森林組合の金融機能の利用状況」に焦点をあてた。本年度は、14年度の結果を踏まえたうえで、14年度のテーマとつながる「組合員の金融事業への態度・かかわり」を一つの論点としたが、林業経営の危機的状況の長期化を踏まえて結果としてもう一つの論点「森林組合員の林業経営の現状」により多く注視することとなった。

本稿は、この15年度アンケートの概要を紹介するものである。

2. アンケートの概要

(1) 対象・方法

a. 対象

15年度も14年度同様3組合を選定した。今回選定の対象組合は、金融事業としての森林所有者資金および農林漁業金融公庫資金が多く貸し出されていること、日本国土の南から北まで網羅していること、広域合併森林組合が含まれていることなどを条件とした。

以上の条件を満たす組合として、A森林組合（宮崎県、広域合併組合、林業先進地、中山間地域）、B森林組合（徳島県、中域合併

組合、林業先進地、山間地域）、C森林組合（秋田県、広域合併組合、耕地面積の比較的多い中山間地域）の3組合を選んだ。いずれも平均以上に林業の盛んな地域である。

b. 方法

対象3組合とも、組合員に対してアンケート票を直接郵送し、また返信用封筒により、直接回収する方法をとった。1組合300部計900部のアンケートを配布し、3組合合計で411部を回収した。回収率46%となり、郵送で配布・回収したケースとしてはかなり高い回収率であった。

(2) 結果の概要

a. 回答者の属性

回答者世帯の保有人工林面積は平均28haであり、全国平均5.6haに比べかなり大規模な森林所有者である。林業での過去5年間の平均年間家計収入割合は43%と、農業の60%、年金の56%に次いで大きい。これは、全国平均をはるかに上回っていると見られる。また、回答者の年齢構成は、かなり高齢化しており、60代36%、70代36%、40～59歳28%（計100%）となっている。

b. 林業経営の実態と将来像について

林業経営の実態として「自家（家族）労働での施業」が、経営的に持ちこたえている世帯の「経営方法」であることが分かった。また、そのような経営こそが、収益的・労働力的等様々な意味において、危機的状況にある林業経営をギリギリのところで支えている中

核的経営体であるとの結論を得た。

農林水産省「林家経営調査報告」によると、20～500haの中・大規模山林所有層（平均48ha）世帯の1年間の林業平均所得は1戸あたり26万円（2000年）である。しかも、この統計報告では労働力の9割を占める自家（家族）労働がコストとして計上されておらず、計上すれば実質大赤字の経営である。アンケート回収先の農林家も同じような経営状況にあると考えられる。

これらの農林家に、10年後の将来像を尋ねると、「自家（家族）労働での施業」を主体とし、採算を度外視しても「祖先から受け継いだ山を自分の代で荒廃させるわけにはいかない」と考える農林家ですらも、「後継ぎはいない」「高齢化によってもう山は守れない」「山はもうどうなっているかわからない」とアンケートのなかで訴えているのであり、あきらかに森林・林業の維持のためには、林家を支えるため視点を変えた抜本的な枠組みの構築が必要であることが分かった。

c. 組合員の金融事業へのかかわりについて

また「組合員の金融事業への態度・かかわり」については、林家の森林組合やJAからの借入需要は弱く、「森林組合、農協を問わず今後3年間に借入を行う予定があります

か」との問いに「ある」と答えたのはわずか10%、41世帯だけであった。今後森林組合の金融事業の需要はますます減少するものと思われる。

d. 本アンケート結果の示すもの

森林組合系統や行政は、責任ある態度でそうした経営的に危機的状況にある農林家のギリギリのニーズに応えて行かなければならないと考える。そのためには如何に「農林家の現状」を理解するのかがまず必要かつ重要となってくる。15年度の「森林組合員アンケート結果」は農林家の現状理解のための多くの手掛かりを与えてくれる原データとなったと考える。

2. 最近の林業経営等の動向

アンケート結果の詳細を述べる前に、ここでは最近の林業経営の動向について概観する。

(1) 不振を極める林業経営

近年わが国の森林・林業をめぐる状況はますます厳しくなってきた。スギ、ヒノキの材価は1980年をピークとして下げ止まらず2002年にはピークの40%程度まで下落した。価格競争力の強い外材輸入は増加するばかりで、木材自給率は20%を割り込み18%まで低下した。

第1表 林業経営の総括
(保有山林面積20～500ha層の1戸あたり平均)

単位 価格：千円
面積：ha

	林業所得	林業粗利益	林業経営費	保有山林面積		
				計	人工林	天然林・その他
1996	740	1,796	1,055	47.4	29.3	18.1
1997	385	1,322	947	47.8	29.7	18.1
1998	391	1,284	893	47.7	29.9	17.8
1999	358	1,233	875	47.6	29.7	17.9
2000	260	1,067	807	47.7	29.9	17.8

農林水産省統計情報部「林家経済調査報告」による。
数値は、階層別調査林家1戸あたり平均値から求めた加重平均値である。
沖縄県を含まない。

林業経営は第1表にみるとおり、不振をきわめている。わが国の林家1戸あたりの平均保有山林面積が5.6haであるので、この表の層はかなり大規模所有層ということになるのだがこの年間所得でしかないのである。

さらに、再造林費を考えると初年度造林費(注1)は約730千円/ha

と考えられるので植林すればわずか1haの植林で約3年分(260千円/年)の林業所得が吹き飛んでしまう。初年度造林はよほど高齢等の価値の高い森林伐採の場合でなければ大幅赤字である。

再造林は経済合理性を考えるとできないこととなるのである。事実、人工造林面積は1996年の40,687haから2000年の31,316haへと23%も減少している。(注2)

(注1) 農林中央金庫の森林評価方法(1993年)で採用した数値

(注2) 林野庁業務課、整備課調べ(2003年)

(2) 減少し高齢化する林業労働力

また、林業経営者を含む林業従事者は林業の低迷にともない減少傾向で推移しており、2000年には1960年のおよそ6分の1の7万人まで減少した。また、林業従事者のうち65歳以上の人が占める割合が、2000年には24.7%と約4分の1となった。

第2表 林業就業者数と高齢化の推移

	林業就業者数	65歳以上の比率	50歳以上の比率
1960年	44万人	4.4%	23.7%
65	26	4.4%	24.9%
70	21	5.9%	21.0%
75	18	6.5%	36.3%
80	17	6.7%	47.0%
85	14	8.0%	59.5%
90	11	10.5%	67.9%
95	9	18.9%	69.0%
2000	7	24.7%	67.4%

資料) 総務庁「国勢調査」

(3) 施業放棄林の増大

林業収入の低下と林業労働力の極度の減少・高齢化は、農林家の山林と山林経営への興味と意欲の低下を招いた。つまり従来から「祖先から受け継いできた山林を自分の代で荒廃させるわけにはいかない」として、採算を度外視してでも山林を自家(家族)労働によって手入れ・保全し辛うじて健全な山林を維持してきた層の「意欲・やる気」さえ喪失させる事態を招来した。いまや、施業放棄された山林は林業の盛んだった地域でも2割前後に達しようとしている。また、山に人が入らなくなった結果として境界の分からなくなった山林も増えている。

3. アンケート結果

以下対象3組合を具体的に見ながら、アンケート結果について個別に述べてゆく。

(1) 森林の管理・経営状況

現在までの山林管理方法を尋ねたのが第3表である。3組合合計では「毎年山の手入れあるいは伐出をしている」が34%、「数年に

第3表 現在までの山林管理方法

(有効回答数381) (単位: %)

	合計	毎年山の手入れあるいは伐出を行ってきた	数年に一度程度、山の手入れあるいは伐出を行ってきた	十年に一度程度、山の手入れあるいは伐出を行ってきた	過去10年以上、山の手入れや伐出は行っていない(放置している)	その他
3 森林組合 合計	100.0	33.6	36.0	11.5	16.8	2.1
A	100.0	63.4	20.3	8.1	7.3	0.8
B	100.0	23.4	42.7	8.9	21.8	3.2
C	100.0	15.7	44.0	17.2	20.9	2.2

一度」が36%、「十年に一度程度」12%、「十年以上放置」17%に対し、個別組合ごとには、「毎年山の手入れあるいは伐出」がA 森組63%、B 森組23%、C 森組16%と、A 森組の施業頻度の多さが際立っている。

山林管理を「毎年行う」、「数年に一度行う」、「十年に一度程度行う」と答えた世帯（とにかく施業放棄はしていない世帯）に、これまでの「山林の管理・経営形態（主体）」を尋ねた結果が第4表である。3 組合合計では「主に家族で行ってきた」が58%、「森林組合に委託」が30%、「業者に委託」が10%、「そ

その他」が3%となっているが、手入れの頻度の高いA 森組は「主に家族で行ってきた」が74%と多い（B 森組56%、C 森組43%）。頻繁に手入れするためには、経費がかからない「家族（自家）労働」によることが必要だったのではないかと考えられる。また、「だからこそできた」と言えるのではないか。ちなみにA 森組は回答者の年齢構成が一番若い。また、同居家族の人数はB 森組について多く、同居家族の年齢もB 森組に次いで若い。そして、何よりも林業収入が一番多いのである。家族労働の経営は強い。

第4表 山林管理・経営形態（主体）

(有効回答数298) (単位: %)

	合計	主に家族で行ってきた	主に森林組合に委託	主に業者に委託	その他
3 森林組合 合計	100.0	58.1	29.5	9.7	2.7
A	100.0	74.1	15.7	7.4	2.8
B	100.0	55.6	32.2	11.1	1.1
C	100.0	43.0	42.0	11.0	4.0

(2) 現在まで手入れをしなかった理由

現在までの山林管理方法を尋ねた第3表で、「10年に1度程度の手入れを行ってきた」あるいは「過去10年間山林の手入れをしていない」と答えた108世帯（うち回答94世帯）にその理由を聞いたところ第5表のとおりであった。

3組合合計では、「山林の価格が安く費用を回収できないから」が70％と一番多く、「自家労働で出来ないから」が49％、「補助金の額が少ないから」が16％、「ずっと施業放棄したままだから」が13％となっている。

(3) 今後（10年後）手入れをする予定がない理由

10年後の山林管理方法の意向として、「10年に一度程度」（14％）、「放置する」（7％）、「どうなっているかわからない」（13％）とい

う放置ぎみの回答をした128世帯（合計34％）（うち回答数113世帯）に、手入れをする予定がない（あるいはほとんどない）理由を尋ねたところ第6表のとおりであった。

3組合合計では「自家労働でできないから」が59％で、現時点より10％増えている。これは、自分たちの高齢化を見越しての回答とみられる。

また回答率が多い順に述べると、「山林（木材）の価格が安く費用を回収できないから」66％（現時点より4％減）、「自家労働で出来ないから」59％（10％増）、「補助金の額が少ないから」26％（10％増）、「ずっと施業放棄したままだから」8％（5％減）となっている。

第5表 手入れをしなかった理由

（有効回答数94）（単位：％）

	合計	手入れや伐出をしても山林の価格が安く、費用の回収が見込めないから	自家労働でできないから	ずっと施業を放棄したままだから	山林の境界が不明確だから	補助金の額が少ないから	その他
3 森林組合 合計	100.0	70.2	48.9	12.8	4.3	16.0	9.6
A	100.0	50.0	57.1	7.1	7.1	21.4	14.3
B	100.0	67.6	56.8	13.5	—	16.2	10.8
C	100.0	79.1	39.5	14.0	7.0	14.0	7.0

第6表 手入れをする予定がない理由

（有効回答数113）（単位：％）

	合計	手入れや伐出をしても山林の価格が安く、費用の回収が見込めないから	自家労働でできないから	ずっと施業を放棄したままだから	山林の境界が不明確だから	補助金の額が少ないから	その他
3 森林組合 合計	100.0	66.4	59.3	8.0	1.8	25.9	10.6
A	100.0	57.7	73.1	7.7	—	42.3	7.7
B	100.0	65.0	60.0	10.0	—	27.5	12.3
C	100.0	72.3	51.1	6.4	4.3	14.9	10.6

第7表 「山林管理・経営形態（主体）」と「現在までの山林管理方法」

(単位：世帯、%)

山林管理・経営 形態（主体）	現在までの山林管理方法					
	合計	これまで 毎年実施	これまで 数年に一度	これまで 10年に一度	これまで放置	その他
3 森林組合 合計（実数）	298	124	134	40	0	0
家族で行ってきた	173	91	70	12	0	0
森林組合に委託	88	20	43	25	0	0
業者に委託	29	9	17	3	0	0
その他	8	4	4	0	0	0
3 森林組合 合計（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
家族で行ってきた	58.1	73.4	52.2	30.0	0.0	0.0
森林組合に委託	29.5	16.1	32.1	62.5	0.0	0.0
業者に委託	9.7	7.3	12.7	7.5	0.0	0.0
その他	2.7	3.2	3.0	0.0	0.0	0.0

(4) 「山林管理・経営形態（主体）」と「現在までの山林管理方法」の関係

第7表は、現在までの山林管理方法を「山林管理・経営形態（主体）」ごとに、見たものである。「これまで毎年実施」してきた世帯を見ると、「家族で行ってきた」73%、「森林組合に委託してきた」16%、「業者に委託してきた」7%、「その他」3%となっており、圧倒的に「家族で行ってきた」世帯の「山林保育・管理」頻度が高い。「これまで数

年に一度の保育・管理」を行ってきた世帯の経営主体をとっても、「家族で行ってきた」世帯が52%の大きな部分を占める。このように保育・管理の頻度が高い世帯ほど、管理・経営を家族で行ってきている。逆に、「森林組合に委託」している世帯は、保育・管理の頻度が低い世帯ほど多くなっている。「家族で管理・経営する世帯」でなければ、保育・管理を頻繁に行うことは、経費の面から見ても難しいということであろう。

第8表 今後の山林管理・経営形態（主体）

(有効回答数282) (単位：%)

		合計	主に家族で 行っていく	主に森林組 合に委託	主に業者に 委託	わからない	その他
3 森林組合	合計	100.0	42.6	45.0	7.1	3.2	2.1
	A	100.0	59.8	28.3	6.5	3.3	2.2
	B	100.0	43.2	43.2	9.1	1.1	3.4
	C	100.0	26.5	61.8	5.9	4.9	1.0

(5) 「今後の山林管理・経営形態（主体）」

10年後の山林管理・経営形態（主体）の予想について尋ねると、3組合合計で「主に家族で行っていく」が43%と10年前の表4より15%減少しており、「主に森林組合に委託」が45%で10年前の表4より15%増加している。自分の高齢化を見越しての回答とみられる。

(6) 「山林の管理・経営形態(主体)」と

「10年後の山林管理の方法意向」の関係

第9表は、10年後の「山林の管理・経営（主体）」の主体別に、山林管理に対する意向の高さを分析したものである。10年後の「山林の管理・経営」の主体が「家族で行っていく」世帯ほど、「10年後の山林管理方法意向」ではより頻繁に保育・管理をする意向が強い

ことが分かった。

5. おわりに

(1) 林業経営の現状

以上から、森林組合員つまり農林家が、いかなる厳しい状況に置かれているかが明確となった。組合員林家の経営が自家（家族）労働主体に行われていること、施業を比較的頻繁に行っているのはそのような経営であることなどが分かった。今回対象としたこのような林業の盛んな地域でも2割程度の農林家が過去10年以上施業を放棄していることも分かった。

また、林業労働力の減少・高齢化（アンケート対象先の高齢化）により、10年後には自家（家族）労働林家も、高齢化により経営的

第9表 「山林の管理・経営形態(主体)」と「10年後の山林管理の方法意向」

(単位：世帯、%)

山林の管理・経営 形態（主体）	10年後の山林管理方法意向						
	合計	毎年実施 予定	数年に一 度の予定	10年に一 度の予定	放置予定	どうなっ ているかわ からない	その他
3 森林組合 合計	282	85	150	47	0	0	0
家族で行っていく	120	59	54	7	0	0	0
森林組合に委託	127	15	74	38	0	0	0
業者に委託	20	6	14	0	0	0	0
わからない	9	2	5	2	0	0	0
その他	6	3	3	0	0	0	0
3 森林組合 合計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
家族で行っていく	42.6	69.4	36.0	14.9	0.0	0.0	0.0
森林組合に委託	45.0	17.6	49.3	80.9	0.0	0.0	0.0
業者に委託	7.1	7.1	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	3.2	2.4	3.3	4.3	0.0	0.0	0.0
その他	2.1	3.5	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0

に持ちこたえられなくなると考えていることが分かった。施業を主に家族で行う世帯も、現在の58%から10年後には43%に減少するとみられていることも分かった。

(2) 金融事業の利用状況

金融事業の利用状況については、字数の関係で詳細を記述することはできなかったが、「森林組合、農協を問わず今後3年間に借入を行う予定がありますか」との問いに「ない」と答えた世帯が68%と多く、次に「分からない」21%が続き、合わせて89%となった。「ある」と答えたのはわずか10%、41世帯だけであった。

過去の借入実績は、森組からは有効回答数403世帯のうち186世帯、J Aからは有効回答数385世帯のうち247世帯が「借入経験あり」であったにもかかわらず、今後の借入予定は少ない。

「ある」と答えた世帯を見ると、「森林組合から」、「J Aから」ともに、20世帯前後で同じくらいであった。「資金使途」について見ると、「森組から借入れる」のは、約80%が「林業資金」であり、「生活資金」はJ Aからの借入可能性が高い。

また、「資金使途が造林・林地取得資金などの森林整備に限られた長期低利の国の低利資金を借入れる可能性がありますか」と農林漁業金融公庫からの借入可能性をたずねたところ、41世帯のうち「ある」11世帯、「場合によってはある」15世帯であった。「林業資金」のうち、条件に合致する資金は「長期・低利の公庫資金」を利用する可能性が高いことがわかった。

またJ Aの信用事業利用について尋ねたと

ころ90%が「利用している」との答えであった。「利用しているJ Aの信用事業の種類」を尋ねたところ、「普通貯金」は94%、「公共料金の引落とし」は74%の高率に上った。全体として、J Aの信用事業はよく利用されている。

(3) むすび

これまで述べてきたように、森林組合員の林業経営は極度に厳しくこのままでは持ちこたえられないところまできている。森林組合系統や行政は現状を具体的に把握したうえで、組合員にとって今どんな支援が必要なのかを、既存の枠にとらわれず、新たな枠組みの視点から見て、抜本的な支援策を提供することが必要と考えられる。なすべきことは多く、さらに時間はあまり残されていない。今こそ、森林組合員の林業経営ニーズに応えるため、森林組合系統および行政の新たな展開が必要とされている。

(秋山孝臣)

協同組合資本を巡る議論について

—国際会計基準IAS32号改訂における出資金の取扱いと協同組合陣営の対応—

はじめに

協同組合の出資金を資本ではなく負債とする国際会計基準IAS32号の修正公開草案が2002年6月に公表されて以来、内外の協同組合関係者において協同組合の資本問題に対する関心が高まっている。そして、本年5月に開催された日本協同組合学会第23回春季研究大会においても、「協同組合の資本問題と会計制度」として資本と会計面から協同組合の本質を議論するためのシンポジウムが開かれた。本稿は、そこで行われた報告及び議論等も踏まえ、国際会計基準IAS32号における協同組合の出資金の取扱いと協同組合陣営の対応等について情報提供を行うものである。

1 国際会計基準について

まず、協同組合学会によるシンポジウムが開かれる契機となった、国際会計基準とは何かについて、整理しておきたい。

1973年に先進9か国、16の職業会計士団体の合意によって、国際的に認められる会計基準を設定・普及することを目的に国際会計基準委員会（IASC：International Accounting Standards Committee）が設立された。このIASCが設定・公表した財務諸表作成に関する国際的統一のための会計基準を、国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）とよんでいる。

現在でこそIASは米国会計基準と並んで世界の2大会計基準の一つとなっているが、IASC設立後しばらくは統一的な国際基準の設定について、大きな進展はみられなかった。

それは、IASCが民間団体の集合体として設立されたため法的な強制力がなく、各国の会計基準を容認するかたちで、IASを作成したためである。例えばひとつの取引に複数の会計処理が認められるなど、当初のIASは実効性がないものだった。

しかし、1987年主要国の市場規制機関で構成する証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions、現在日本では金融庁がメンバー）がIASCへの参加を表明したことで、IASも転機を迎える。

1995年にIASCはIOSCOと、IOSCOの指定したコアスタンダードと呼ばれる基準（国境を超えて上場及び公募をする企業が提出する財務諸表作成のための基準）を作成することに合意する。そして2000年5月にはIOSCOが、IASCの作成したそれらの基準と解釈指針を承認し、それによりIASは公的機関のいわばお墨付きを得ることとなったのである。同年6月には、欧州委員会（EC）が、2005年1月1日以降に開始する事業年度からEU域内の上場企業の連結決算にIASの採用を義務付ける方針を発表し、以後、世界各国でIASを採用する動きが広がっている。

IASCは、2001年に国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）に再編され、会計基準設定主体としての独立性をより強めている。また米国会計基準との統合の取組みにも乗り出しており、02年9月には、米国財務会計基準審議会（FASB）との共同会議において、中長期的

に国際会計基準と米国会計基準を可能な範囲で収斂する方針が決められ（ノーウォーク合意）、現在、会計基準の両者の差異を埋めるための共同プロジェクトが進んでいる。

なおIASBの発足に伴い、先のIASCが作成したIAS基準とその解釈指針、財務諸表作成および表示に関するフレームワーク、さらにIASBが新たに作成する基準などを総称し、国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）と呼ぶことになった。

2 IAS32号における協同組合の出資の取扱い

IASBは、上記のEU域内への導入を控え、現行基準の改定と新しい基準の設定等数多くのプロジェクトに取り組んでいる。そして今回問題となっているIAS32号「金融商品：開示と表示」（注1）についても、2001年8月には、その適用と導入を単純化するための改善プロジェクトに着手することが発表され、02年6月には、それが「IAS32号『金融商品：開示と表示』およびIAS第39号『金融商品：認識と測定』の修正公開草案」として公表された。そして、その修正案のなかで協同組合の出資金は、組合員の請求によって償還を義務付けられているため、負債に区分するとされたのである。

EUにおけるIASを含むIFRSの導入は上場企業の連結財務諸表に対するものであるが、非上場企業への適用は各国の任意とされており（注2）、またIFRSの適用は協同組合も例外ではないため（注3）、欧州の協同組合組織における反発は非常に強いものとなった。

（注1）IAS32号は、金融商品の開示およびそれらを負債に分類するか資本に分類するかの基準である。

（注2）西川郁生「国際財務報告基準（IFRS）の国際的な利用状況と適用上の問題点（案）」

2004年3月9日 金融庁ホームページ
（<http://www.fsa.go.jp/>）

（注3）IFRS序文に、「IFRSは営利事業体の一般目的財務諸表へ適用するために作成されるが、そこには配当や経済便益を直接もしくは比例的に所有者、組合員、参加者に支払う相互保険会社、相互協同組織体を含む」とある。

3 IAS32号改訂への協同組合陣営の反論

協同組合陣営からの反論のいくつかを紹介すると、まずICAのイアン・マクドナルド事務局長は、2003年11月に公表した「国際会計基準の提案は協同組合のアイデンティティの脅威である」のなかで、出資金を資本でなく、負債とみなすことは、協同組合事業体の所有者が誰かという考え方を根本的に変える深刻な問題であるとした。そして、もしそれが受け入れられれば、協同組合のバランスシートへ悪影響を与えまた協同組合事業の資金調達を困難にし、事業の存続に脅威をもたらすとして、各国の協同組合組織に、国内及び国際的なレベルで協同組合の存続を確かにするための具体的な行動を起こすことを要請した。

また欧州協同組合銀行協会（EACB）は、2003年10月に公表した「協同組合資本における出資とは何か？」のなかで協同組合の出資金は、①協同組合事業体の損失を課せられるという意味でリスクがあること、②協同組合が解散する時にすべての組合員に準備金に対する権利を与えていること、③会計年度末に配当可能利益から配当金を得られること、④譲渡・流通が可能であること、⑤総会における議決権を認められており組合経営に参加することを可能にしていること、により協同組合の資本における出資金は、全体として企業における資本と同じ特徴を備えていると反論している。

さらに最終基準公表後ではあるが日本生協

連も2004年4月に出資金に関する会計基準問題に関して見解を表明しており、そのなかで①組合員の出資金は組合員に義務と権利を生じさせること、②組合員へに出資金の買い戻しには制約があること、③組合員の出資金には組合の損失によるリスクがあること、④可変資本は協同組合原則を基礎としておりまた生協法のもとで積み立てられる法定準備金の基準となっていること、⑤出資配当は事前に決められておらず利益処分として総会で決められること、⑥出資金の区分を負債とすることは協同組合の利益を損ねるものであること、により組合員の出資金は資本であるとIASBに対して強く反論を行った。

しかし、こうした様々な協同組合陣営からの反論にも関わらず、2003年12月にIASBから公表されたIAS32号最終基準の該当部分をみると、「18.(b) 現金または他の金融資産と交換に発行体買い戻させる権利を保有者が持つ金融商品は、負債である。これは、現金または他の金融資産の金額が、増減の可能性のある指標その他の項目に基づいて算定されるものや、金融商品の法的形態が、発行体の残余財産に対する権利を保有者に与えるものも、同様である。

現金又は他の金融資産と交換に発行体に金融商品を買戻させるとする保有者の選択権の存在は、負債の定義に当てはまる。例えば、オープンエンドのミューチュアルファンド、ユニットトラスト、パートナーシップ、そしてある種の協同組合は、出資者または組合員に、発行体の資産価値のうち出資金に比例する部分を現金で発行者がいつでも買戻す権利を与えている。」とある（注4）。

このように組合員が協同組合に対し買戻しを請求できる選択権を持っている出資金に

ついては、負債にあたると明確に定義した。この最終基準書は2005年1月1日以降適用されるとあり、EU域内への導入手続きを経た上で、上場企業はこの会計基準に従った連結財務諸表を作成することになるとみられる。

ただし、最終基準が公表されて以降も、改訂された基準の解釈指針を作成する解釈指針委員会（IFRIC：International Financial Reporting Interpretations Committee）では、IAS32号についての議論が続いている。とくに2004年2月及び3月開催の会議では、欧州の協同組合組織から代表者が招かれ、協同組合当事者の意見を交え議論が行われた。

これらの議論の結果、2004年5月のニュースレターによれば、IAS32号の最終基準そのものには変更がないものの、「地域法、条令、定款により強制的に買戻しを禁止される範囲で、組合員の出資金は資本とすることを、解釈指針の公開草案では提案する」という結論にIFRICは達したとある。なお、2004年3月の会議における論点説明には、買戻しの禁止例として、新しい組合員が見つからないかぎり、事業体が組合員の出資金の買戻しを禁止するケースを挙げている。

本稿執筆時点で、IAS32号に関する解釈指針は最終決定されていないため詳細は不明であるが、組合による出資金の買戻しに制限を加えることで、出資金を負債ではなく資本とみなす方向でとりまとめが行われる可能性は高いといえる。ただしそれがEU各国の協同組合で受け入れられるのか、またそのことにより協同組合組織にどのような影響がでるのかは現段階では予想できない。ICA事務局長が指摘したように、協同組合の事業運営上、様々な影響が出る可能性もあろう。

（注4）財団法人財務会計基準機構による2003年12

月17日付 IASBプレスリリース訳(ホームページ<http://www.asb.or.jp/>)を参考に筆者訳

4 国際会計基準IAS32号の改訂による日本の農業協同組合への影響

日本がIFRSそのものを国内企業に対して採用することは当面考えられず、現状では日本の農業協同組合の会計に対して、上記の国際会計基準IAS32号が適用される可能性は非常に小さいとみられる。

ただし、会計ビッグバン以降の日本の会計制度は国際会計基準との調和が大きな流れであり、また国際的な会計制度の収斂の動きもあるため、情勢は大きく変わる可能性もある。加えて96年の農協法改正により農協の会計にも商法の規定が準用されるようになったため、「農業協同組合と一般企業とが、商法の準用を通じて会計に関しては基本的には共通の基盤に立った」ことにも留意する必要がある(注5)。具体的には農協法50条の4に「組合の帳簿その他の書類については、商法第32条、第33条、第35条及び第36条の規定を、組合の計算については、同法第285条の規定を準用する。」とあるためである。先の協同組合学会で報告した東日本国際大学の松崎氏によれば「企業会計原則や企業会計基準委員会が公表した会計基準が、農協法50条の4を通じて直ちに農協法会計を規制するものではない」としているが、同氏も「農協法会計も怒涛のように押し寄せる国際会計基準から孤塁を保つことは困難」としている(注6)。

このようにIFRSそのものを採用しない場合でも、IFRSに配慮した新たな企業会計基準が作られるならば、それは何らかのかたちで農協会計に影響する可能性が高いと考えるべきで、わが国の農協組織も国内の会計基準

を巡る動きを注視していく必要があるだろう。

なお、もしIAS32号の国内への適用というような動きが生じた場合には、米国協同組合事業協会(NCBA)の取組みが参考になる。2003年11月にNCBAは、IAS32号と同様の内容を持つ米国会計基準FAS第150号の発効について、米国内の協同組合の協力とロビー活動により、FASBより期限を設けない発効の延期を引き出したのである(注7)。

(注5) 日本公認会計士協会編著『J Aの会計実務(新訂)』全国協同出版2001年5月 P11

(注6) 松崎良「企業会計基準と協同組合会計」日本協同組合学会2004年度春季研究大会報告要旨

(注7) 栗本昭「協同組合のアイデンティティを脅かす国際会計基準の改定提案」ニュースレター協同金融No53(2004年2月)

5 協同組合における出資金の可変性について

ここでIAS32号改訂の要因となった組合員の出資金の買い戻しについて考えてみたい。

組合が組合員の出資金の買い戻しを認めることにより、その出資金は可変的な性格を持つことになるが、そもそも出資金の可変性は協同組合原則における「組合員の加入・脱退の自由」(第1原則)に基づくもので、協同組合における資本調達の特質であり、まさに協同組合のアイデンティティを示すものである。しかし、組合員の自由な加入・脱退によりその出資金も増減するという出資金の可変性は、「協同組合の組織的な強さであると同時に資本的には弱さ」となる(注8)。例えば、資本が資産の調達手段としての、あるいは債権者に対する債権の担保としての性格も持つことを考えれば、それが可変的性格を持つことの問題点は容易に指摘できるであろう。

ただし、協同組合の出資金が可変的性格を持つからといって、実際に出資金の変動が大

きいかといえそうではない。例えば、ドイツでの調査によれば協同組合の出資金の回転は年間0.2%未満であり、また農中総研の調査でも組合員の脱退・加入による農協の出資金への影響は0.1%に過ぎず、むしろ協同組合の出資金は固定的性格が非常に強いといえる（平成15年度第2回信用事業動向調査）。

しかし、今回のIAS32号の改訂においては、実態上固定的であっても、形式上可変的であることにより、協同組合の出資は資本ではなく負債とされた。これはISABが、個々の事業体の特殊性を斟酌することよりも、その外形的な形式を優先したということであろう。

先にみたように、出資金の可変性は、それが組合員の加入・脱退の自由という協同組合原則に関わる以上、協同組合である限り否定することはできない。そのため協同組合資本において出資金部分の不安定性は形式的には常について回ることになる。とすれば、協同組合のアイデンティティに関わる出資金の可変性を維持しつつ、出資金を含む協同組合資本の安定性をいかに強化していけるかが、経済及び会計のグローバリゼーションの波が押し寄せるなかで、協同組合組織にとって問われることになる。

一つの方法としては、協同組合の資本調達手段を多様化することで、協同組合資本の充実に図ることが考えられる。例えばわが国においても、93年の「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」により、優先出資による資本調達は可能になっているが、諸外国の協同組合組織では、優先出資に限らず多様な資本調達手段によって自己資本の充実に図り、出資金の不安定性を補う動きがみられている（注9、10）。日本の農協系統組織においては、当面世代交代に伴う組合員出資の変動をいかに抑制するかが重要と考えられるが（注11）、

将来的には、諸外国にみられる員外からの資本調達や出資金の流出を防ぐ制度的対応等も参考に、協同組合資本の安定性を強化するための取組みを進めていく必要がある。

（注8）堀越芳昭『協同組合資本学説の研究』日本経済評論社1989年11月 P42

（注9）山岡英也『協同組合における資本調達』生協総研レポートNo3生協総合研究所1992年 P18～19

（注10）齊藤由理子「農協の自己資本と出資金」農林金融2000年9月（独・仏・オランダ・カナダの事例）

（注11）リタイヤする昭和一桁世代の出資金を次世代へ確実に承継することが当面の課題とみられる。

おわりに

今回の国際会計基準IAS32号改訂を巡る動きは、経済だけでなく会計のグローバリゼーションも協同組合に影響を与える時代になったことを示している。そして協同組合陣営としては、協同組合の本質を無視したこうした動きに対してはこれからも断固とした態度で粘り強く反論していくことが必要であるが、同時に、会計を巡る環境変化の激しさに鑑みその影響を最小限に抑えるための対策を進めておくことも考慮すべきであろう。

（内田多喜生）

参考資料

矢農理恵子「国際会計基準の設定現場」中央青山監査法人ホームページ <http://www.chuoaooyama.or.jp/>
明田作「協同組合の資本問題と会計制度」（注6）に同じ

堀越芳昭「協同組合「資本」の制度的諸課題」同上
齊藤敦「国際会計基準の動向と協同組合への影響」同上

三輪豊明『図解「国際会計基準」入門の入門』PHP文庫2003年6月

佐藤達夫「会計ビッグバンと農協会計への影響」農林金融1999年10月

経済グローバル化とルールの一統化

唯一の大国、帝国となったアメリカを支えるのが強大な軍事力と経済力である。その経済力（あるいはアメリカ系多国籍企業の活動）はグローバル化という現象を常態化させ、さらに世界の隅々にまで拡大させようとしている。

経済のグローバル化を支えているインフラが、基準やルールの国際的な統一である。多様な文化や慣習を共通の基準やルールで統一しようとする試みである。特に企業統治や企業会計、金融においてルールの統一化は急速に進んでいる。

WTOの農業交渉を見ても、表面的には関税の引き下げや補助金の削減が主なテーマになっているが、それと同じくらい重要なのが安全性や衛生面での基準の統一である。

これは、BSEの基準をめぐる国際獣疫事務局（OIE）の基準改正においてもみられる。日本の全頭検査を厳しすぎると批判するアメリカは、基準が比較的緩いOIE基準を日米の牛肉輸入再開交渉の軸にすえようと画策している。これによって、日本の全頭検査を貿易障壁と認定させ、ルールの変更を迫ろうとしている。

BSEと同様に注目を浴びている遺伝子組み換え作物については、アメリカとヨーロッパの対立が続いていたが、欧州連合（EU）欧州委員会は、遺伝子を組み換えた食用トウモロコシの輸入を承認した。98年から遺伝子組み換え食品の新規輸入を事実上凍結してきたが、それを6年ぶりに解禁した。

もっとも、遺伝子組み換えでは現実がルール作りよりもはるかに先を進んでいる。たとえばアメリカにおける大豆の作付面積のうち、80%以上がすでに遺伝子組み換え作物となっ

ている。そうすると、非組み換え大豆を使った納豆や豆腐は絶滅種になるかもしれない。

このような国際的なルールの統一化を普及・拡大させるためのスローガンが「経済的効率性」と「科学的合理性」である。この二つを武器に、意思決定を行うエリート層はルールの決定権を独占し、それを科学に疎い一般市民に押し付けているわけである。

しかしながら、彼らの武器である科学や経済は意外と頼りないものである。BSE検査については、国際的には30ヶ月齢以上が対象となっているが、国内の全頭検査で30ヶ月齢以下のケースが見つかっている。遺伝子組み換えにしても、食品の安全性はもちろんであるが、生態系への影響についても不明な点が多い。

また、食品の安全性の切り札ともいえるHACCPについても、その先進国アメリカで大規模なリコールが依然として発生している。

また、このような外部不経済を経済の最先端理論によってすべて内部化できるわけではない。実際には二酸化炭素を抑制するための炭素税の導入ですら、政治的な圧力もあり困難である。

問題なのは市民サイドに自主決定権、あるいはルールを決定する権利がなくなるという点である。

そこで問われるのが「公共性」の再構築である。「法と経済」に関する研究が盛んであるが、市民の生命、生存権を第一に考えると、極めて重大な目的がおろそかにされている。これは社会科学にとって今後の重要なテーマであろう。

（大江徹男）

韓国のパプリカ農場

パプリカ（ジャンボピーマン）は、普通のピーマンが30 g程度であるのに対し150 g以上と大型で、色も赤、黄、黒、オレンジ等多彩である。わが国では1990年代にオランダから輸入が開始されて以降、そのファッショナブルなところが人気を集め、急速に国内需要と輸入が拡大してきている。近年は韓国からの輸入が増えて第一位の輸入国となり、2002年にはわが国のジャンボピーマン輸入量22,465トンのうち韓国からの輸入が54.7%を占めるに至っている。

韓国では、農産物市場開放が進んだ1990年代に、輸出競争力の強化を農政の柱の一つに据え、施設園芸野菜の振興等に力を入れた。日本へのパプリカ輸出の増加は、そのような取組みの結果である。わが国では、ヨーロッパと比べてパプリカの消費規模はけた違いに小さいのであるが、その急速な伸びから、韓国から日本への輸出野菜の代表格としてとり

あげられることが多い。

筆者は本年1月、韓国農協中央会にご紹介いただきパプリカ生産農場H営農法人を訪問する機会を得たので、ここでその概要についてとりまとめる。

訪問した農場は首都圏である京畿道にあり、ソウルから南方約60kmに位置する。

5名で構成する法人形態をとっているが、実質的には代表1人で切り盛りしている。

以前から花き栽培を長く行っていた代表は、1994年にオランダを訪問し、ヨーロッパでパプリカ生産が盛んなことから今後の成長作目であると考え、韓国での事業化を決意し、1997年から栽培を開始した。韓国での本格的なパプリカ栽培としては最初ではないかとのことであった。

温室面積は約8千坪で、オランダ製の広いガラス温室は壮観である。このような温室の建築費用は坪当り10～20万円といわれ、普通

の農家では負担できない巨額の投資となるが、ウルグアイ・ラウンド対策での長期・低利融資も活用して実現したのだという。

栽培方法は溶液栽培で、温度はコンピューターによって管理されている。省力化され整然とした清潔な温室内は印象的であった。

パプリカは年中連作が可能で、播種後約4か月経過後、育成状況を見て出荷する。冬



期は日照が少なく生産量は減少し、4～7月が生産の最盛期となる。通常パプリカの色は7～8種類といわれるが、当農場では12種類の色のパプリカを生産している。また、天敵を導入して無農薬栽培も行うようになった。

従業員は平均15人程度を雇用している。近くにKIAの自動車工場および協力工場があり、その従業員の家族等が多いが、東南アジアからの労働者も雇用している。

年間約600トンのパプリカを生産、うち、日本への輸出が400トン、国内向けが200トンである。最近是国内の消費が堅調で国内向けの価格が日本向けを上回るようになっており、国内向け出荷が増加して輸出向けが不足気味である。

販売は、当初は大手国際資本との契約出荷をしていたが、現在は契約にしばられず、価格・条件のよいところに個別に出荷している。価格は、季節により異なり、その都度交渉して決定する。

今後についても極めて意欲的である。品質面ではオランダ産に遜色ないものが生産できしており、また、日本市場に近いという地理的優位があることが強みである。そして、ビタミンCが豊富で繊維質に富む等健康志向に合うことから、日本や中国の需要は今後大きな伸びが期待できるとして、規模拡大への意欲も大きいように思われた。とくに最近、中国で需要が大きく伸びつつあるようである。



ただし、このようなガラス温室によるパプリカ生産が今後韓国で大きく増加することは、難しいとみているようである。巨額の投資を必要とする一方で、韓国の農業者は1990年代以降、負債額が急激に増加しており、設備投資負担に耐えられる経営は限られている。すでに触れたとおり、韓国では施設園芸の拡大に力を入れてきたが、ガラスハウスは一部であり、一般的なビニールハウスでは、パプリカを栽培しても品質管理が難しいとのことであった。

韓国では、施設園芸農家の負債問題が深刻であるが、本法人のように、将来を見越し、日本や中国など広い範囲の市場動向をつかみながら積極的な事業を展開している法人のエネルギーを感じさせられたことは、貴重な体験であった。

なお、韓国農業全般については、『農林金融』2004年7月号に詳述しているので、あわせて参照いただきたい。

(石田信隆)

『WTOと予防原則』

(岩田伸人著 農林統計協会)

BSE（狂牛病）、鳥インフルエンザなど、近年、食品の安全性をめぐる問題が多発している。特に、最近の特徴は、それが国際的規模になり貿易との関係が強く現れていることである。例えば、日本でBSEが発生した時には飼料として使われていた輸入肉骨粉が問題になり、米国でのBSE発生後に日本は米国産の牛肉の輸入禁止措置をとった。また、鳥インフルエンザの場合においても、タイ産鶏肉の輸入禁止措置がとられた。そのほか、遺伝子組み換え食品、ホルモン牛肉、抗生物質を使用した養殖エビなどをめぐって国際的な紛争が起きている。

本書は、こうした食品の安全性をめぐる貿易問題について、「予防原則」という観点からWTOにおける議論やホルモン牛肉紛争、コーデックス基準などを詳細に紹介したものである。本書によると、「予防原則」とは、「科学的な解明の努力が行なわれているが、現状では確証が得られないものの、放置すると不可避免的に悪化する予兆が存在する時に暫定的に予防的な措置をとる」というものであり、ドイツにおいて環境問題への対処のなかで形成された概念である。予防原則は既に地球サミットのリオ宣言第15原則で採用されており、WTOのSPS（衛生植物検疫措置）協定の中にもこの考え方がある。ただし、予防原則の適用に関しては見解の相違がみられ、その典型的な事例としてホルモン牛肉をめぐるEUと米国の紛争問題がある。

WTOは無差別で自由な貿易を推進するための機関であるが、環境問題や食品の安全性は生存に関わる重大な問題であり、「自由貿易」よりも優先されるべきものである。しか

し、科学的根拠なしに環境保全や食品安全性を理由に貿易措置がとられると、恣意的な運用が行なわれてしまい「偽装された保護主義」になってしまうため、「予防措置」の実施にはルール化が必要である。

WTOは近年、環境問題、食品安全性、労働問題など「自由貿易原則」だけでは解決できない様々な問題を抱えるようになっており、貿易論の研究者も、ただ自由貿易の経済厚生だけを論じていればよかった時代から大きく転換しているが、その解明、研究は遅れている。その意味で、本書は食品の安全性をめぐる国際貿易問題に関する貴重な成果でありタイムリーな本であると言えよう。

なお、著者は、本書で論じている「食の安全（Food Safety）」は、日本がWTO交渉で主張している「食料安全保障」とは全く無関係であるとしているが、日本の食料の置かれている実態を考えるとやや視野が狭いと思われる。日本農業を自由貿易原則だけに委ねてしまうと多くの部分が維持できなくなり、地域社会が崩壊し農地が放棄されてしまうであろう。一度、農地が放棄されると、それを生産可能な状態に戻すのには多大な労力、時間が必要である。こうした事態に陥るのを防ぐために政府は国境措置を設けたり農業政策を実施しているが、これも食料の量的不足のリスクに対処するための「予防的措置」であろう。食料安全保障には量的な面と質的な面があり、本書は質的な面のみを論じているが、日本のような食料輸入大国では量的な確保も重要な「リスクマネジメント」であると思う。

(2004年2月 2,625円 157頁)

(清水徹朗)

食肉消費と自給率の推移

わが国の食料自給率が、欧米諸国と比べて際立って低いことはすでに周知のことである。畜産も例外ではないが、畜種によってやや異なっている。

牛肉の場合、自給率が比較的高い時には(1975年に80%程度)、家庭で消費される比率が高く、業務用や外食は20%にも満たなかった。その後、自給率の減少傾向に呼応するように、業務用・外食の比率は上昇し、2000年には50%を超えている。

これは鶏肉や豚肉とは明らかに異なっている。たとえば、鶏肉の場合、1975年に45%であった業務用・外食比率は2000年には60%を超えるまでに増えているが、自給率は2000年時点で64%と比較的高く、牛肉とは対照的である。豚肉は牛肉と鶏肉の中間的な性格を帯びている。自給率は牛肉と鶏肉の中間の50%前後(2000年)で、さらに加工仕向の比率が高いという特徴を持っている。

したがって、アメ

リカのBSE発生のショックを最も強く受けているのが外食産業である。従来、牛肉の輸入においては、アメリカとオーストラリアが2大供給国であったが、外食産業に好まれたのがアメリカ産牛肉であった。したがって、アメリカからの輸入が途絶したことで、牛肉の輸入で事業を拡大してきた外食産業は供給不足に直面した。

当初はオーストラリア産牛肉を敬遠していた外食企業も、オーストラリア産牛肉にシフトしつつある。2004年第1・四半期の対日牛肉輸出が前年同期比35.4%増の8万6,430トンとなり、この時期としては過去最高を記録した(オーストラリア食肉家畜生産者事業団)。

鳥インフルエンザによる輸入停止がBSEによるアメリカ産牛肉の停止ほど大きなインパクトをもたらさなかったのは、このような背景が要因として考えられる。(大江徹男)

食肉消費の構成割合と自給率の推移

(単位：%)

年次		1975	80	85	90	95	96	97	98	99	2000
牛 肉	家計消費	70	62	56	48	43	41	39	39	38	37
	加工仕向	13	14	14	9	8	9	10	10	9	9
	その他(業務用、外食等)	17	24	30	43	49	50	51	51	53	54
	自給率	81	72	72	51	39	39	36	35	36	34
豚 肉	家計消費	59	52	46	40	40	40	41	41	41	41
	加工仕向	19	25	27	30	31	31	30	30	29	28
	その他(業務用、外食等)	22	23	27	30	29	29	29	29	30	31
	自給率	86	87	86	74	62	59	62	60	59	57
鶏 肉	家計消費	52	46	40	32	30	30	30	30	30	31
	加工仕向	3	4	7	8	11	11	10	10	9	9
	その他(業務用、外食等)	45	50	53	60	59	59	60	60	61	60
	自給率	97	94	92	82	69	67	68	67	65	64
(参考) 鶏卵の家計消費割合		70	66	66	57	53	53	53	53	52	52

原資料：農水省生産局畜産部食肉鶏卵課、食料需給表
資料：食肉消費の構成割合は農畜産業振興機構